

奈良県立万葉文化館において、行政財産の使用許可を受けて、有償によりカフェ・レストランを出店する事業者を募集するので、次のとおり公告する。

令和6年1月18日

奈良県立万葉文化館 館長 及川 あずさ

1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県立万葉文化館カフェ・レストランの営業

(2) 業務の目的

奈良県立万葉文化館（以下「万葉文化館」という。）では、来館者の皆様から親しまれ魅力的な万葉文化館カフェ・レストランを出店する事業者を募集する。

(3) 業務の内容

万葉文化館内のカフェ・レストランでの飲食物の提供

(4) 業務の期間（使用許可期間）

令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日まで

※以降、1年更新とし、出店事業者の行政財産の使用状況等を勘案し、継続して使用許可できると万葉文化館館長が判断した場合は、令和7（2025）年4月1日から4年間を限度に使用許可を更新できるものとする。

(5) 業務の仕様等

5の（2）により配布する「奈良県立万葉文化館カフェ・レストラン出店事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）による。

(6) 業務の条件

カフェ・レストラン施設について、奈良県が使用許可し、出店事業者が使用料、電気代、上下水道代、警備費（面積按分）を負担する。

2 応募資格

応募の時点において、以下の要件を満たす法人、任意団体及び個人に限る。

(1) カフェ・レストランの営業業務において、自ら管理経営する実績を1年以上有していること。

(2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止処分を過去3年以内に受けていないこと。

(3) 法令等の規定により営業及び販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。

(4) 次のいずれかに該当しないこと。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者。

②会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続き開始」という。）の申立てをしている者。ただし、手続開始の決定後に、応募に支障がないと認められた者は、この限りでない。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有している者。なお、資格要件確認のため、奈良県警察本部に照会する場合がある。

④国税、県税、市町村税等を滞納している者。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき
- (2) 複数の提案書等を提出したとき
- (3) 提出のあった提案書等が様式に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (6) そのほか不正な行為があったとき

4 手続き等

- (1) 担当所属（書類の提出先及び問合せ先）

〒 634-0103 奈良県高市郡明日香村飛鳥 10
奈良県立万葉文化館 総務・広報課
電話 0744-54-1850 FAX 0744-54-1852

- (2) 募集要項の配布

公告の日から 令和6年2月8日（木）までの間に、(1)の担当所属又は万葉文化館公式ホームページから入手すること。

ただし、(1)での配布については、万葉文化館の休館日を除く午前10時から午後5時までとする。

- (3) 説明会及び現地見学会

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

- (4) 質問の受付

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

- (5) 提案書等の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 出店事業者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 出店事業者に対する使用許可

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

- (1) 本業務の提案への参加にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 本業務の詳細は、4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。